

平成 21 年 9 月 30 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 差押処分取消請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所平成●●年（○○）第●●号）

口頭弁論終結日 平成 21 年 5 月 27 日

判 決

控訴人（被告）	国
処分行政庁	東京国税局
被控訴人（原告）	Y

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第 1、2 審とも被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

主文と同旨

第 2 事案の概要

1 本件は、処分行政庁が A（以下「A」という。）の滞納に係る平成 18 年度の所得税等の滞納処分として、A の名義で所有権移転登記が経過されていた原判決別紙物件目録記載 1 ないし 3 の各不動産（以下「本件マンション」という。）につき差押処分（以下「本件差押処分」という。）をしたところ、A の妻であった被控訴人が、①本件差押処分当時、本件マンションにつき 2 分の 1 の持分を有していた、

②本件差押処分後、Aから被控訴人へ本件マンションを財産分与すべき旨の判決を受けたから、Aは遡及的に無権利者であることが確定した、③本件マンションを時効取得したなどと主張して、本件差押処分の取消しを求める事案である。

原判決は、被控訴人は本件差押処分の取消しを求める原告適格を有しないとして本件訴えを却下したところ、控訴人が控訴した。

2 本件における前提事実、争点及び当事者の主張の要旨は、下記3に控訴人の当審における主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2項ないし4項（原判決2頁10行目から同7頁24行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 控訴人の当審における主張

本件において、被控訴人は、本件差押処分の名あて人ではないものの、原告適格の有無の判断基準時である口頭弁論終結時において、Aとの本件離婚判決による財産分与（以下「本件財産分与」という。）により本件マンションの所有権を有している。本件財産分与は本件差押処分後であるため、本件財産分与によって取得した被控訴人の本件マンションの所有権は、本件差押処分によって自由な処分が制限されており、また、本件差押処分に係る滞納処分により公売が実施されれば、被控訴人は本件マンションの所有権を失うことになる。このように、被控訴人は、本件滞納処分により、本件マンションに係る自己の所有権を制限され、また、これを喪失するおそれのある者なのであるから、本件差押処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たり、本件差押処分の取消しを求める原告適格を有するというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 被控訴人は、上記のように、本件差押処分の対象財産が滞納者であるAのもの所有でなく、自分に帰属することを主張して、その取消しを求めているものである（行政処分の違法性の判断の基準時は当該行政処分がされた当時であり、処分後の事実状態の変動は違法性の判断に当たって考慮されないというべきで

あるので、被控訴人の本件財産分与の主張及び取得時効に関する主張が処分後の事実状態の変動を主張するものであるとすると、主張自体失当であることになる。被控訴人は、全体として本件差押処分時に本件マンションに所有権ないし持分権を有するということを主張して、本件訴えを提起しているものと解するのが相当である。）。なお、国税徴収法47条は、徴収職員は、滞納者の国税につき「その財産」を差し押さえなければならないと規定しており、滞納者に帰属しない第三者の所有財産を差し押さえた場合には、差押処分は当然に違法になると解される。

- 2 もっとも、被控訴人は本件差押処分の名あて人たる滞納者ではないから、本件訴えについて被控訴人が原告適格を有するか否かを検討する必要がある。

ところで、行政処分の法律効果として直接権利を侵害され、義務を課される者は、それがたとえ処分の直接の名あて人には当たらなくとも、当該処分の取消しを求めることにつき法律上の利益を有することは明らかである。

そして、前提事実によれば、本件マンションは、被控訴人とAとが婚姻中に取得したもので、本件差押処分前に提起され、本件差押処分後になされた離婚訴訟の判決において、財産分与として被控訴人がその所有権を取得することとされたものである。

財産分与請求権は、婚姻中に夫婦が共同で形成した潜在的な共有財産を清算するなどの目的で離婚に際し夫婦の一方が相手方に対して有する権利ないし法的地位であるが、本件離婚判決の結果（本件財産分与）からみると、被控訴人は、本件差押処分時点（なお、この時点では、既に本件離婚訴訟が係属中であつた。）において、少なくとも、本件離婚判決において本件マンションの財産分与を受けることを期待し得る具体的な地位を既に有していたということが認められる（それは、仮に当時被控訴人が保全処分を申請した場合には、保全の必要性があれば、そのような「本案裁判によって形成されるであろう地位」を被保全権利として、本件マンションの処分禁止の保全処分も得られたであろう

といえるような法的地位である。)。ところが、差押処分は、その対象となった財産の処分を禁止する効力を有するものであるから、被控訴人が有していたこのような法的地位を直接侵害する効果を有するものであることが明らかである（本件離婚判決において財産分与が命じられたとしても、本件差押処分があるため、その効果を対抗することができなくなるのである。）。したがって、少なくともこの点からして、被控訴人には本件取消訴訟につき原告適格が認められるというべきである。

- 3 もっとも、被控訴人が、本件マンションにつき、本件差押処分当時所有権ないし持分権を有していたと認めることはできないと判断する。その理由は、原判決の「第3 当裁判所の判断」の2項ないし5項（原判決8頁26行目ないし同20頁25行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する（なお、上記のように、行政処分の違法性の判断の基準時は当該行政処分がされた時点であり、処分後の事実状態の変動は違法性の判断に当たって考慮されないというべきであるから、被控訴人の本件財産分与の主張等が、本件差押処分当時の本件マンションの所有権の帰属に関わる主張ではなく、処分後の事実状態の変動を主張するものであるとするならば、それは主張自体失当である。）。
- 4 以上のとおりであるから、本件訴えを却下した原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却することとして（民事訴訟法307条ただし書）、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官	大坪 丘
裁判官	宇田川 基
裁判官	足立 哲